

平和的生存権と核兵器の輸送及び提供に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年九月二十五日

小
西
洋
之

参議院議長 山崎正昭殿

平和的生存権と核兵器の輸送及び提供に関する質問主意書

平成二十七年八月五日の参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において、中谷防衛大臣は核兵器の輸送及び提供について、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案において、法文上排除していない旨の答弁をしているところ、全世界の国民が平和的生存権を有することを確認している憲法前文は、憲法第九条の解釈上の指針であり、また、憲法第九条というのはこの憲法の前文を具体化した規定であるというのが政府の見解であり、最高裁判決で示された前文の解釈であるにもかかわらず、なぜ大量破壊兵器である核兵器の輸送や提供が憲法上許されることになるのかについて、論理的に示されたい。なお、憲法との関係を質問しているのであって、非核三原則を間に持ち出して誤魔化すような答弁は行わないこと。

右質問する。

